

テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主の皆様を支援します

とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金

1 交付の対象者

県内に事業所を有する中小企業者のうち、次のすべてを満たす方です。

- (1) 厚生労働省所管の働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース及びテレワークコース）（以下「国助成金」という。）を活用して、新たにテレワーク導入等に取り組む方

とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金は、栃木県の中小企業事業主が国助成金の支給決定を受けた場合に、県が補助金を上乘せするものです。まずは、国助成金の申請を行っていただく必要があります。（裏面参照）

- (2) 県税を滞納していない方

2 交付の対象となる経費

国助成金の対象となる経費で、次のすべてを満たすものです。

- (1) 県内事業所において実施した事業に係るもの
(2) 令和2(2020)年5月1日から令和3(2021)年2月15日までに実施した事業に係るもの
※ 5月1日より前に導入が開始された事業については、5月1日以降の経費についても対象とはなりません。

3 補助金額

対象事業費に4分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い方の額が交付されます。

4 国助成金と県補助金

国助成金の詳細は「テレワーク相談センター」にお問い合わせください。（裏面参照）

所管	厚生労働省		栃木県
補助金等名称	働き方改革推進支援助成金		とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金
	新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース	テレワークコース	
対象の取組	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修・周知・啓発、外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング等		同左
事業実施期間	令和2年2月17日～5月31日（※1）	交付決定の日～令和3年2月15日	令和2年5月1日～国の各実施期間終了日
対象経費	謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費（※2）、委託費		同左（ただし、栃木県内の事業所において実施した事業に係るもの）
補助額	・補助率 1/2 ・上限額 100万円/1企業	成果目標の達成状況に応じて異なる。 ◆達成 ・補助率 3/4 ・上限額 40万円/1人、 又は300万円/1企業 ◆未達成 ・補助率 1/2 ・上限額 20万円/1人、 又は200万円/1企業	・補助率 1/4 ・上限額 50万円/1企業
申請期限	令和2年5月29日(金)	令和2年12月1日(火)	令和3年3月15日(月)

※1 交付申請後、テレワーク用通信機器の納品の遅延等により事業実施期間内に取組を行うことが困難な場合、事業実施期間は、「6月30日、又は、交付決定若しくは事業実施計画変更承認の決定の日から2か月を経過した日のいずれか遅い日」まで延長されます。

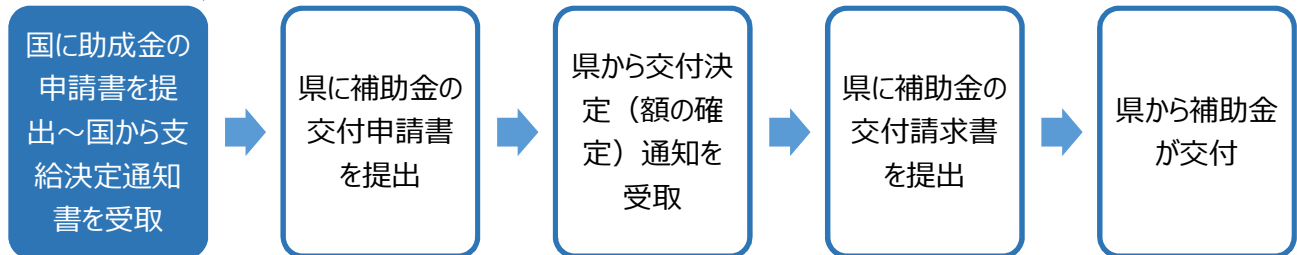
※2 シンククライアント端末（パソコン等）の購入費用は対象となりますが、シンククライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は支給対象なりません。

5 申請等の流れ

とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金は、栃木県の中小企業事業主が厚生労働省の「働き方改革推進支援補助金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース及びテレワークコース）」の支給決定を受けた場合に、県が補助金を上乗せするものです。

まずは、国助成金の申請をお願いします。

詳しくは国助成金の窓口である「テレワーク相談センター」にお問い合わせください。
TEL 0120-91-6479（平日 9：00～17：00）
<https://www.tw-sodan.jp/>



(1)申請書類等

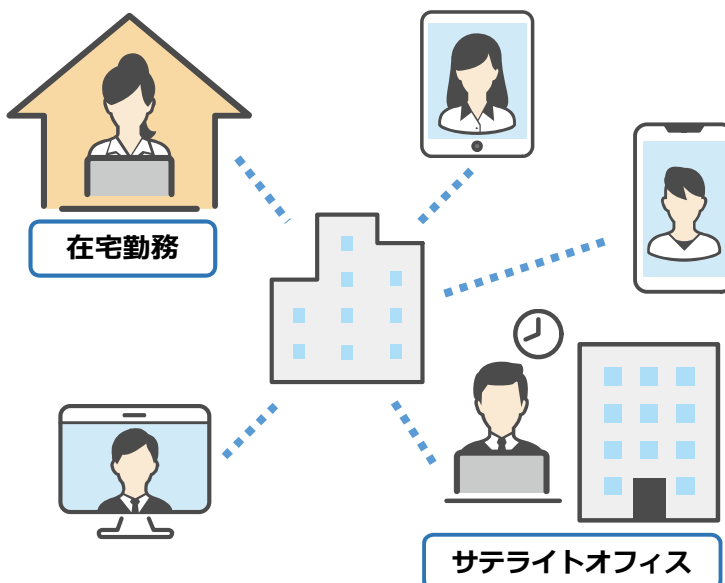
申請書類等は県ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/teleworkhozyokin.html>

(2)申請書提出期限 令和3（2021）年3月15日

（ただし、予算額に達した場合には、3月15日以前に受付を締め切る場合があります。）

(3)提出先 【直接持参又は郵送】

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当
〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 （県庁舎本館6階北側）



《テレワーク導入の効果》

☑BCP(事業継続)対応

感染症・自然災害などの緊急事態にも事業を継続！

☑生産性向上

電子化等により業務効率がアップ！
移動時間等が削減！

☑人材確保

柔軟な働き方により育児や介護をしながら勤務継続可能！
ワーク・ライフ・バランスの実現！

問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

TEL : 028-623-3217 FAX : 028-623-3225 E-mail : rousei@pref.tochigi.lg.jp